

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成30年度燃料単価契約（福岡）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 船橋 昇 治 福岡県久留米市高野一丁目2番1号
契約締結日	平成30年 4月 2日
契約の相手方の氏名及び住所	福岡県石油協同組合 久留米市天神町33-2
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥5,936,800-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥5,995,084-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 平成30年度燃料単価契約（福岡）
2. 履 行 場 所 ガソリン、軽油、エンジンオイル、白灯油
：店頭渡し、ローリー渡し及び配達
3. 契 約 の 相 手 方 名称 福岡県石油協同組合筑後支部
住所 久留米市天神町33の2 岡崎ビル4階
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び
会計令第99条第18号並びに同令第102条の4第7号
5. 当該業務の目的、内容及び随意契約に付する理由

(1) 目的、内容

本件は、筑後川河川事務所で使用するガソリン、軽油、エンジンオイル、白灯油を購入するものである。

(2) 理由

本件により購入するガソリン、軽油、エンジンオイル、白灯油は、平成28年8月2日閣議決定「平成28年度中小企業者に関する国等の契約の方針」第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項 4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫（7）中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大 及び 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項 2 組合の活用に関する基本的な事項（2）官公需適格組合の活用に基づき、中小企業者の受注機会の確保を図るため、官公需適格組合としての認証を受けている上記業者と契約するものである。

以上の理由により、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第18号並びに同令第102条の4第7号により、福岡県石油協同組合筑後支部と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

筑後川河川事務所 経理課長